

令和7年4月1日

令和7年度以降の市発注工事の前金払の特例措置に係る取扱いについて

公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例が令和7年度以降恒久化されることを受け、市発注工事の前金払の特例措置に係る取扱いを以下のとおりとします。

1 特例措置の内容

現場管理費（労働災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に前払金を充てることができるものとします。

なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とします。

2 特例措置の適用対象

特例措置の適用対象となる前払金は、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）とします。（既に請負契約を締結している工事についても対象とします。）

3 特例措置の適用手続きに必要な変更契約

特例措置の適用を希望する場合は、別紙の「建設工事変更請負契約書」を提出してください。

※中間前払金及び設計等業務委託に関する前払金については本特例措置の対象外です。

問い合わせ先
総務課 管財係
TEL：0768-82-7761
FAX：0768-82-5685

(別紙)

建設工事変更請負契約書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 契約変更の事項

珠洲市建設工事標準請負契約約款（平成8年珠洲市告示第22号）第36条を次のとおり変更する。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

ただし、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

発注者と受注者との間に〇〇 年 月 日締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。

この変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 珠洲市

受 注 者 住 所
氏 名